

令和元年度における入札・契約制度の拡充

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）等の趣旨を踏まえ、発注を通じた地域建設業等の担い手の確保・育成や公共工事等の施工の円滑化を図るため、入札・契約制度を拡充する。

I 入札参加者に係る要件の改正

1 技術・社会貢献評価制度における評価項目の拡充

(1) 刑務所出所者等の雇用（工事、業務）

矯正就労支援情報センター（コレワーク）を利用したか否かにかかわらず、刑務所出所者等を雇用した業者を評価するよう対象範囲を拡充する。

区 分	現 行	改 正
対象業者	（直接雇用） 次の者を3か月以上雇用した業者 ①保護観察対象者等 ②刑務所出所者等（コレワークを利用し刑務所在所中・少年院在院中等に就職内定を得た者に限る。）	（直接雇用） 次の者を3か月以上雇用した業者 ①保護観察対象者等 ②刑務所出所者等
	（間接雇用） 次の者を3か月以上雇用した業者を下請として活用（30万円以上）した業者 ①保護観察対象者等 ②刑務所出所者等（コレワークを利用し刑務所在所中・少年院在院中等に就職内定を得た者に限る。）	（間接雇用） 次の者を3か月以上雇用した業者を下請として活用（30万円以上）した業者 ①保護観察対象者等 ②刑務所出所者等

〔実施時期〕 令和2年7月以降の評価に反映

2 一般競争入札（WTO案件）に係る発注基準の見直し

現場に配置する技術者の確保が困難となっている現状を鑑み、契約予定金額2億9千万円以上の一般土木工事（WTO案件）の入札参加資格要件とする特別共同企業体（JV）の構成員数について、入札参加するJV数を維持し競争性を確保するため、発注基準を見直す。

区 分	現 行	改 正
構 成 員 数	4～5者 （※建築一式工事では3者）	3～5者

〔実施時期〕 令和元年7月入札公告分から適用

II 総合評価落札方式の改正

1 総合評価落札方式（施工計画評価型・施工能力評価型）の見直し（工事）

(1) 評価項目「ICTの活用」の追加

ICT技術の県内建設企業への普及促進を図るため、インセンティブ付与の観点から、ICT活用工事*（受注者希望型）においてICTを活用すると申告した場合に評価する。

※ICT活用工事：3次元データを活用した測量・設計、ICT建機を用いた施工及び出来形管理を行い生産性向上を図る工事

① 対象工事

I C T活用工事「受注者希望型」を適用する工事
(H29年度実績で約30件：7千万円以上)

② 評価基準

評価項目	評価方法	得点
I C Tの活用	I C Tを活用する	1点
	I C Tを活用しない	0点

〔実施時期〕令和元年7月入札公告分から適用

(2) 評価項目「当該工事で使用する作業船」(港湾土木工事)の追加

当該工事で使用する作業船について、災害対応で出動する体制の確保や保有にかかるインセンティブ付与、環境に優しい作業船への更新を促す観点から「自社保有の有無」並びに「環境基準の達成状況」を評価する。

① 対象工事

港湾土木工事 (H29年度実績で9件) (しゅんせつ工事は対象外)

② 評価基準

評価項目	評価方法			得点	
	自社保有する	1点	環境基準達成		1点
当該工事で使用する作業船	自社保有する	1点	環境基準未達成	0点	1点
			環境基準達成	1点	1点
	自社保有以外 (傭船契約等)	0点	環境基準達成	1点	1点
			環境基準未達成	0点	0点

環境基準：H22年規制基準値

〔実施時期〕令和元年7月入札公告分から適用

Ⅲ 入札・契約手続の改正

1 回答書閲覧期間の延長

建設業界の働き方改革を促進する観点から、見積もりに特に時間を要する大規模な工事(契約予定金額5億円以上の工事)の入札手続において、設計図書等の質疑に係る回答書の閲覧期間を延長する。

	現 行	改 正
回答書閲覧期間	5日間 (土・日・祝日を除く)	10日間 (土・日・祝日を除く)

〔実施時期〕令和元年7月入札公告分から適用